

令和6年3月15日

桑折町議会議長  
原 賢 志 様

桑折町議会運営委員会  
委員長 半 澤 高

議会運営委員会所掌事務調査報告書（中間報告）

本委員会は、所掌事務調査事件について、会議規則第47条第2項の規定により中間報告いたします。

記

1、調査事件

議会基本条例第20条に基づく検証

2、調査の目的

条例の目的が達成されているか検証するため

3、調査の経過

令和5年10月26日（木）

令和5年第6回臨時会において、閉会中の所掌事務調査の申し出を行った。

令和5年12月21日（木）

検証の進め方について協議を行い、各委員からの各条に関するコメントを求めることとした。

令和6年1月16日（火）

各委員から提出のあった検証に基づいて、各条ごとに検証・協議を行った。

令和6年1月25日（木）

各委員から提出のあった検証に基づいて、各条ごとに検証・協議を行った。

令和6年2月1日（木）

中間報告（案）についての検討・協議を行った。

令和6年2月14日（水）

事務調査報告書（案）についての検討・協議を行い中間報告を取りまとめた。

#### 4、調査の結果

北海道栗山町議会、宮城県松島町議会など先進地事例を参考に調査研究し、それまでの桑折町議会の議会改革・活性化の集大成として2011年9月に制定した桑折町議会基本条例は、三期12年にわたって議会活動の最高規範として運用し続けてきた。第20条で「議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。」としており、今回当委員会において検証を行った。

その結果、改善すべき点は次のとおりである。

##### ①第2条4項 会議の定刻開催

- ・本会議前の全員協議会での協議が長引き、町民にお知らせした本会議開始時間より遅れてしまった事案があった。本会議後にも全員協議会を再開するなど対応が必要である。

##### ②第4条5項、第11条2項 町民会議の開催

- ・コロナ禍においては、町民、各種団体との意見交換の場である町民会議を思うように開催することができなかった。今後は、各種団体等に働き掛けるとともに議会だよりにてお知らせし開催したい。

##### ③第9条 議員間自由討議

- ・本会議での討論前の自由討議には実施要綱があるが、前4年間で実施していない。積極的活用が望まれる。

##### ④第10条 議員政策討論会の開催

- ・政策討論会に関しても実施要綱があるが、実施していない。会津若松市議会への視察研修を経て「政策形成サイクル」を作成してはいるが、議員政策討論会を起点とする政策形成がない。議員政策討論会の積極的活用が望まれる。

##### ⑤第13条 議会事務局の体制整備強化

- ・議会事務局の体制整備強化は、長年にわたって懸案事項とされてきたが、実現には至っていない。今後とも課題として取り組んでいくべき事項である。

⑥第14条 議員研修の充実強化

- ・前4年間は、コロナ禍のなかで研修は思うように実施されなかった。研修の実施にあたっては、各議員が目的をしっかりと把握し結果が残せる研修とするべきである。先進地への視察研修の他に講師を招聘しての研修会も開催したい。

⑦第16条 議員定数及び議員報酬

- ・議員報酬に関して前4年間（特に直近の2年間）において、全員協議会にて協議してきたが、協議がまとまらずに終わってしまった。今後も協議すべきである。

中間報告は以上であるが、今後当委員会では、

1. 正副議長の選挙
2. 政務活動費
3. 災害時の対応

の3点に関して条項として本条例に加えるかどうか条例改正を視野に委員会協議を進めていく予定である。